

令和 8 年 4 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 8 年 4 月 6 日

武 雄 市 農 業 委 員 会

令和8年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和8年4月6日(月)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時12分

2. 場 所 武雄市役所4階会議室・災害対策本部室

3. 農業委員出席状況 出席者15人 欠席者4人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川 さゆり		○
2	松尾 初秋		○	12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子		○
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎		○
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲	○	
10	川口 敏広	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、山田富久、差形勝見、西村栄義、有森日出美、山口恭広、原口昭文、大久保政則、蒲地哲也、奥山邦明、山口高陽、山口剛広、森 智、木寺 修、山崎秀美、下平武二、北川信行、鈴山春樹、中原 位、平川 香、古賀 勝、橋口康則、立川浩吉(以上24名)

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	14件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について	
議案第5号 地域計画変更(案)に対する意見聴取について	
議案第6号 農業振興地内、農用地からの除外について	
議案第7号 武雄市非農地証明願について	3件

6. 議事内容 以降記載

※年度始めであり、4月の人事異動により異動した職員の紹介を行う。

13:30～13:35

《開会》

事務局長 それでは、改めまして、令和8年4月の農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は 2番松尾初秋委員、11番古川さゆり委員、13番松岡知子委員、17番澤井富二郎委員より欠席の届出がっております。

欠席者4名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは会長、よろしくをお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和8年4月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名人に、3番 松尾 隆博 委員、12番 原田 宗喜 委員を指名いたします。

今回は、議案第1号から第7号までの審議をお願いします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 3月総会審議いただきました5条申請4件のすべて許可済となっております。以上、報告します。

会 長 事務局から報告がありましたが、皆様方からお尋ね等ございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が14件提出されております。この議案の1番から13番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。資料は、議案書の1ページです。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてご説明します。

申請番号1番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆3.73㎡です。申請事由です。譲渡人、小さな農地のため、隣接地の所有者である譲受人に譲ることにした。譲受人、自宅の隣接地であるので管理しやすいということで、農地の価格は発生していません。

申請番号2番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆で964㎡です。申請事由です。譲渡人、市外に居住しており、耕作・管理することができない。譲受人、申請地を耕作しており、又、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は発生していません。

申請番号3番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆159㎡です。申請事由です。譲渡人、申請農地の隣接地に譲受人が居住しており、譲ることにした。譲受人、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は10アール当たり〇〇円となっています。

申請番号4番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆186㎡です。申請事由です。譲渡人、県外に住んでおり、耕作することができない。譲受人、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は発生していません。

申請番号5番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆608㎡です。申請事由です。譲渡人、県外に居住しており、耕作することができない。譲受人、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は発生していません。

申請番号6番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆454㎡です。申請事由です。譲渡人、譲受人が隣接農地を譲り受けられたので、申請農地を譲ることにした。譲受人、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は発生していません。

申請番号7番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆189㎡です。申請事由です。譲渡人、高齢のため、耕作・管理することができない。譲受人、自宅に近く耕作・管理しやすい。ということで、農地の価格は発生していません。

申請番号8番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆1735㎡です。申請事由です。譲渡人、高齢のため、耕作・管理することができない。譲受人、自宅に近く耕作しやすいということで、農地の価格は発生していません。

申請番号9番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田2筆990㎡、畑1筆479㎡の計1469㎡です。申請事由です。譲渡人、高齢のため、耕作・管理することができない。譲受人、2筆については自宅に近く耕作・管理がしやすい。1筆は自作農地の隣にあり、耕作管理がしやすいということで農地の価格は3筆で〇〇円となっています。

申請番号10番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆84㎡、畑2筆434㎡の合計518㎡です。申請事由です。譲渡人、農業用の機械等もなく、耕作・管理することができない。譲受人、事務所に近く、耕作しやすいということで、農地の価格は3筆で〇〇円となっています。

申請番号11番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆177㎡です。申請事由です。譲渡人、終活のために田畑を整理する。譲受人、自宅に近く、耕作・管理しやすいということで、農地の価格は10アール当たり〇〇円となっています。

申請番号12番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の田1筆1301㎡です。申請事由です。譲渡人、譲受人から譲ってほしいとの申し出があった。譲受人、隣接地が自分の農地で、耕作・管理がしやすいということで、農地の価格は10アール当たり〇〇円となっています。

申請番号13番です。権利の内容は所有権移転です。土地は〇〇町の畑2筆3321㎡です。申請事由です。譲渡人、高齢のため、維持管理ができない。譲受人、ミカン畑を作るということで、農地の価格は10アール当たり、〇〇円となっています。事務局からの説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この13件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。申請番号10番が私の案件でして、〇〇さんが買ってくれと言われる地域の農地を購入し、〇〇さんの家も〇〇さんの隣で〇〇さん自身も時々お手伝いに行かれてるということで、相談されたと思います。よって確認の押印をしました。

〇〇番 申請番号9です。田84㎡と畑479㎡は譲受人の家の真下であり管理もしやすいところです。

申請番号8です。田1375㎡は申請番号7の譲受人が以前耕作されていたところです。

申請番号7です。田189㎡は現地確認したところ、休耕田でした。以上です。

会 長 ありがとうございます。

他にございませんか。

地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等ございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の1番から13番について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番から 1 3 番については、許可することに決しました。

次に、申請番号 1 4 番については、〇〇委員が譲受人であり、農業委員会等に関する法律 31 条に基づく議事参与の制限により、議案第 1 号申請番号 1 4 番の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

会 長 申請番号 1 4 番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号 1 4 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田 2 筆、3137 m²です。申請事由、譲渡人は市外に居住しており、耕作・管理することができない。譲受人申請地を現在耕作しており、今後も維持・管理する。農地の価格は 2 筆で〇〇円となっています。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。議案第 1 号申請番号 1 4 番の農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号申請番号 1 4 番の農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 4 条 許可申請》

会 長 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 4 条の規定による許可申請が 1 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、土地は〇〇町〇〇の田2筆429㎡となっております。申請事由は、営農開始してから規模を拡大しており、農作業スタッフの駐車場が無く、又、農機具を置く場所が必要になったため、自家用、農業用、スタッフ車両、農機具計10台の駐車場と農機具置き場として申請されています。農振除外は完了しております、工事完了時期は許可後2か月後とされています。以上です

会長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

地元委員、〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 申請地は申請人の自宅隣であり、説明のとおり規模拡大されており、駐車場として周りには側溝もされ排水面で問題ないということで、印鑑を打ちました。

会長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会長 質疑もないようでございますので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号1番、権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町〇〇の畑1筆 237㎡となっております。別冊の見取り図4ページ・5ページが位置図、字図で申請地は第3種農地で隣接の〇〇-5地目宅地ですがここまで含めて一般住宅となっております。字図を参照いただければ、不整形な形状で畑に住宅を同時利用の宅地は進入路として使われるということです。工事完了時期は許可後3~4か月後となっております。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町〇〇の畑3筆 329㎡隣接の宅地と同時利用3筆あります、2区画にし建売分譲住宅として計画されています。工事完了時期は令和8年9月末となっております。

申請番号3番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町〇〇の田2筆 820㎡となっておりますが分筆を予定されていて、別冊の見取り図11ページを見ていただきますと〇〇のほうに681㎡ありますがその内649㎡、南側の〇〇-1ほうに410㎡ありますが内171㎡を、建売分譲住宅を3区画計画されています。分筆後の残地271㎡については、申請番号4番の〇〇さんが買われ一般住宅として計画されています。

申請番号5番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町〇〇の畑2筆 790㎡で、申請事由は申請地は現在耕作されていない土地で、周辺は宅地化が進み、小学校やスーパーなどが徒歩圏内にあり、住宅の需要が見込まれる地域であるということで、こちらは条件付分譲住宅区画3区画で注文を受けてから図面をおこし、家を建てるという感じです。工事完了時期は令和8年10月末となっております。

申請番号6番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町〇〇の畑1筆 653㎡となっております。住宅・寮を兼ねる、資材置場、駐車場として利用する。資材の中には盗難の恐れがあるものがあり、管理の行き届く住宅と資材置場として転用したいということでした。こちらについては前所有者が無断転用がありまして始末書添付をいただいております。工事完了時期は令和8年12月30日となっております。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。

申請番号1について、〇〇委員に代わりまして〇〇推進委員委員お願いいたします。

〇〇推進委員 〇〇委員と司法書士を交えて現地を確認し、問題ないと判断し押印をしました。

会 長 ありがとうございます。2番から4番を〇〇委員説明をお願いいたします。

〇〇番 2番3番4番まとめてですが、〇〇推進委員と現地確認をしました。特に問題ないと判断し押印をしました。

会 長 ありがとうございます。○番を○○委員に代わり○○委員説明をお願いいたします。

○○推進委員 5番ですが、私の自宅のすぐ隣の土地で立ち合いをしましたが、特に問題ないと判断し押印をしました。

会 長 ありがとうございます。6番は私の案件でして、ここは昔の家と住んでいる家が2件ありまして、以前非農地証明を取るようになされたんですが、農地にコンクリートを打ったり小屋を建てたりされていたのが非農地証明が取れなくてどうしたらよくなったときに、住宅を買った人が5条申請で外さといかんね。と話がなっていて、しばらく農地と2件の住居も売れてなかったが○○の方が買われるということで、○○推進委員と司法書士も一緒に現地確認をし、古い住宅には従業員を住ませて、新しい住宅には社長夫妻が住むということでした。農地については問題ないと判断し押印をしました。

地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請6件については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請6件については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)》 —————

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

1ページをご覧ください。こちらに「令和8年度第1号利用集積等促進計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
全体の合計といたしましては、田、新規17件、33筆、45,045㎡。
再設定98件、188筆、287,181.09㎡となっています。畑は新規ありません
再設定4件9筆1,543.16㎡でした。
3ページから各町の詳細を記載しています。
また、利用権設定解除については、49ページ以降に記載しておりますので、
ご確認ください。
以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たし
ていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号について、質疑を開始いたしま
す。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見等もないようでございますので、議案第4号の質疑を
とどめます。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について、原案どおり承認す
ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)
につきましては、議案のとおり意見なしと回答することに決しました。

《議案第5号 地域計画変更(案)に対する意見について》

《議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外について》

会 長 次に議案第5号「地域計画変更(案)に対する意見について」及び議案第6
号「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」を一括して議
題といたします。農林課から説明をお願いします。

農林課 議案第5号 地域計画からの除外 及び 第6号 農業振興地域内、農用
地からの除外について の説明をいたします。

まず第5号の地域計画からの除外です。

1件の申請がありますが第6号の農用地からの除外と重複していますので
一括して説明します。

では議案第6号の資料説明に入ります。除外と編入があります。

1 ページに農振除外を行う 5 件、38 筆と裏面に編入の 1 件 1 筆のリスト、3 ページと 4 ページに除外 5 件、5 ページに編入 1 件 1 筆の概要を記載しています。6 ページからはそれぞれの位置図、字図、計画平面図でございます。

それでは概要の説明になります。3 ページをご覧ください。

申請番号 1 は地域計画からの除外申請も出ています。

除外目的は店舗用地で、場所は〇〇町 8 筆、6,106 m²です。

申請理由は〇〇町に〇〇という店舗がありますが、今回新たに別ブランド 2 店舗進出する計画がなされています。申請地は大きな店舗が連なるバイパス沿いで集客が見込まれるため当該地を選定されています。代替地はありません。

申請番号 2 は除外目的資材置き場で、場所は〇〇町〇〇で 2 筆 3,298 m²になります。除外理由ですが申請地近くで建設業を営んでいるが、現在の資材置場が手狭になったため、新たな資材置場に確保が必要とされています。代替地はありません。

申請番号 3 は除外目的は携帯電話無線基地局設置で、場所は〇〇町〇〇、面積は 4 m²です。除外理由は周辺地域に〇〇の携帯電話電波を提供するために代替地はありません。

申請番号 4 は除外目的植林で場所は〇〇町〇〇です。6 筆の 3,349 m²です。除外理由ですが山間地のため日当たりも悪く、獣害もあり耕作不能。植林をして管理していきたい。

申請番号 5 は除外目的植林で場所は〇〇町〇〇で、21 筆の 5,740 m²です。除外理由ですが山間地にあるため水不足もあり耕作ができないため、植林をして管理していきたい。除外は以上 5 件になります。

続きまして 5 ページをお願いします。編入になります。場所は〇〇町〇〇で字図を見てください。最終ページです。現地確認したところ耕作されています。字図 6 の斜線を引いているところが今回の編入をされるところの農地となっています。申請理由は農地あっせん事業にかけるためということです。

現地は一枚の圃場になっていて以前より耕作されております。

以上、除外 5 件は農林課としては農振除外の要件を満たしており、編入 1 件も問題ないと判断の上、申請を受理しています。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第 5 号及び議案第 6 号についてご意見、ご質疑あればお願いします。何かございませんか。

編入の件は、私の担当地区で〇〇さんのところは宅地と農地がありまして、近所の方が農地も一緒なら購入してもよいとのことで話があり、田の中に〇〇-2 畑があり、これだとあっせん事業にかけようと思ってましたが、現状なら農地公社のほうがたぶん許可しないだろうということで、編入をしてあっせんにかけるという話であります。

会 長 他に何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見等も無いようでございますので、議案第5号及び第6号の質疑をとどめます。

採決につきましては、議案ごとにそれぞれ行います。

議案第5号 地域計画変更(案)に対する意見につきましては、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる。」と回答することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます

よって、議案第5号 地域計画変更(案)に対する意見につきましては、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる。」と回答することに決しました。

次に、議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって議案第6号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第7号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第7号 武雄市非農地証明を議題といたします。

このことについて、3件の証明願が提出されています。

この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 武雄市非農地証明について御説明いたします。

資料は議案書の9ページからです。

申請番号1番、土地は〇〇町の畑1筆、84㎡です。。農地でなくなった時期及び原因は、平成16年2月に倉庫及び駐車場を建築、設置してから現在に至るまで、倉庫及びバスの駐車場として利用しているということで、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断しております。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑3筆で合計191㎡です。農地でなくなった時期及び原因は、昭和60年代の圃場整備で畑と換地されたが、管理できず、倉庫等を建設して倉庫等の敷地の一部として利用している。ということで、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断しております。

申請番号3番、土地は〇〇町の畑1筆、817㎡です。農地でなくなった時期及び原因は、30年以上前から耕作しておらず、山林となっている、ということ、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断しております。

別冊資料に位置図、字図を掲載していますのでご参照ください。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第7号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長 それでは、地元委員さんの説明もないようでございますので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

〇〇番 申請番号2番は大字芦原ではないのではないかと。

事務局 登記簿謄本に大字芦原字丁ノ坪と記載されています。

会 長 それでは、他にございませんか。

2番と3番について、私の担当地区で2番は圃場整備の時にここが畑かなというようなどころがありまして、庭の石ころだらけの所が畑とかありまして、圃場整備の時に畑となされて、現在は宅地の一部になっています。

3番の畑については、山林とありますが原野くらいかなと見えるが、山林でもとれるかなという所で、非農地証明に押印しました。以上です

会 長 他に質疑等も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第7号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号 武雄市非農地証明3件については、原案どおり証明することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備されました議案、報告につきましては、全て終了しました。

これをもちまして、令和8年4月の農業委員会総会を終わります。